



地域の福祉、みんなで参加

赤い羽根共同募金



今年も10月1日から12月31日まで、全国一斉に共同募金運動が実施されます。共同募金の趣旨にご理解いただき、皆様のあたたかいで協力をお願いします。

赤い羽根共同募金の目的は?

社会福祉事業を財政面から支援することを目的に行う寄付金の募集です。寄付金は、地域福祉の推進を図るため、社会福祉事業を経営する団体などに配分されます。(社会福祉法第112条に規定)

誰が赤い羽根共同募金を実施しているの?

多治見市で赤い羽根共同募金を行っているのは、『岐阜県共同募金会 多治見市支会』です。都道府県を単位に、それぞれ独立した社会福祉法人である共同募金会が主体となり、市区町村に支会を設置しています。

募金(お金)の流れ

- ① 募金期間中(10～12月)にいただいた寄付金は、一度全額が岐阜県共同募金会に集約されます。
- ② 岐阜県共同募金会の配分委員会で、基準に基づき社会福祉事業への配分金額が決定されます。
- ③ 10～11月にいただいた寄付金は『赤い羽根一般募金配分金』として翌年度に、12月にいただいた寄付金は『歳末たすけあい募金配分金』として、同年に配分されます。

多治見市での配分金の使われ方(平成23年度事業)

福祉一行詩コンクールの開催 ボランティア養成講座の開催 子育て支援事業ファミリー講演会 障がい者生活支援施設AED設置 ふれあい作品展の開催	ひまわりサロン事例発表・情報交換会の開催 児童発達支援施設での音楽療法と交流事業 小学生とひとり暮らし高齢者との年賀状交流 介護者(保護者)リフレッシュ事業 障がい者就労支援施設の車両整備	福祉委員事業 福祉協力校事業 ひとり親家庭交流事業 社会福祉大会の開催 点訳機器の整備ほか
--	--	---

募金の方法

- 戸別募金…1世帯当たり目安として280円の募金をお願いします。
- 街頭募金…ボランティアや児童・生徒、社会福祉協議会職員などが、大型店舗や公共施設などの街頭で募金をお願いします。
- 法人募金…法人に募金協力ををお願いします。
- 学校募金…学校ごとに募金協力ををお願いします。
- 職域募金…企業や公共施設などに募金箱の設置をお願いします。
- その他……イベントなどで募金の協力ををお願いします。

※共同募金への寄付は、税制上の優遇措置があります。



問い合わせ

岐阜県共同募金会多治見市支部 電話(25)1131 <担当> 塩野谷



赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」(愛称:ボラサボ)助成の決定

多治見市社会福祉協議会が今年の5月、被災地(岩手・大槌町)での復興支援のため、災害ボランティア隊を派遣した事業に対し、中央共同募金会から10万円の助成を受けました。活動を支援していただいた寄付者の方にお礼申し上げます。

被災地に届け! 手作り品



市内3カ所(太平・滝呂・南姫)にある老人福祉センターで、それぞれのセンターを利用する高齢者の方が、被災地の方のために手作りの品を作りました。太平では普段の生活に役立つようにと手縫いの雑巾を、滝呂では復興への願いを込めた手作りのミサンガを、南姫では東北の寒い冬に備えて手編みのマフラーを作りました。製作した方は、「何もできない私たちですが、せめて気持ちが届きますように…」と、思いを込めて取り組みました。

製作した品は、メッセージや願いの言葉を添えて、被災地の方に送ります。

メッセージや願いの言葉を添えたミサンガと製作の様子